

建設計画に係る平成29年度から平成30年度までの実施事業に関する意見に対する対応書

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
香川地区	1	特色あるスポーツ施設の整備促進について	建設計画の中で、特に重点取組事業として位置付けられている「南部地域の核となる特色あるスポーツ施設の整備」については、これまで地域審議会にて審議してきた事項や、地域住民の声を十分に尊重していただき、平成29年度内の完成を切望する。	創造都市推進局	スポーツ振興課	現在、進入路工事に着手しており、平成29年度中の完成を目指し、順次整備を進めて参ります。それ以降、管理棟（便所と倉庫は先行整備）及び夜間照明については、竣工後の利用状況等を勘案し、整備を検討して参ります。 なお、夜間照明等については、後から整備する際に、人工芝をはがす等の工事の後戻りが無いように、配線用の埋設管等の整備を先行するなど、早期整備が可能な整備を検討して参りたいと存じます。
香川地区	2	保育所の整備及び跡地の有効活用について	大野地区統合保育所及び川東保育所施設整備については、平成28年夏の開所に向けて工事が進められているところですが、子供たちに安心・安全な保育環境が提供できるよう、一日でも早い開所をお願いしたい。 また、新しい保育所が開所した後の、大野保育所と川東保育所の跡地については、早期に有効活用ができるように、地元の意見や要望を十分に配慮した対応をお願いしたい。	健康福祉局	こども園運営課	両保育所とも平成27年7月から工事に着手し、7月中に新施設において、保育を開始したところであります。 跡地活用について、大野保育所跡地については、大野校区コミュニティ協議会から要望のあった公園整備について、所管課の公園緑地課とも連携して検討してまいります。川東保育所については、庁内の関係部局とも協議しながら、跡地の有効活用に努めてまいります。
香川地区	3	伝統文化の保存継承について	高松市の貴重な民俗文化財である「ひょうげ祭り」や「農村歌舞伎（祇園座）」の保存活動及び後継者育成に対し、引き続き積極的な支援を要望する。 文化的にも価値が高く、香川県の指定民俗文化財にもなっている「ひょうげ祭り」や「農村歌舞伎（祇園座）」の保存・継承と併せて、高松市の代表的な文化財として県内及び他県自治体との交流事業にも積極的に関わっていきたいと考えているので、高松市として引き続き支援をお願いしたい。 更には、「大馬禰神関連事業」についても、当該事業を継続実施する予定であるので、事業展開への支援をお願いしたい。 また、市のホームページや広報誌等への掲載、報道機関への情報提供、インターネット等を利用した全国への情報発信も引き続きお願いしたい。	創造都市推進局	文化財課	・民俗文化財の「ひょうげ祭り」、「農村歌舞伎 〇園座」については、高松市文化財保護条例第2条第1項及び第2項、第16条並びに高松市補助金等交付規則により、保存公開活用事業、後継者育成事業に対して旧町より引き続き積極的な支援を行っている。 ・市ホームページや広報誌等への掲載、報道機関への情報提供などを随時行い、民俗文化財を積極的に情報発信している。 ・「ひょうげ祭り」は、他県からの観光客が増加し、TVで報道されるなど反響が高く、また、「農村歌舞伎 〇園座」は、日本ユネスコ連盟の未来遺産に登録されるなど、民俗文化財の活用及び後継者育成の活動が活発であり、本市としては継続的に支援を行っている。 また、「大馬禰神関連事業」については、文献資料等の収集などを継続実施するとともに貴重な文化財の保存活用及び管理の支援を検討したい。
香川地区	4	高松市民病院附属香川診療所の早期整備について	高松市民病院附属香川診療所においては、「総合診療科」を設けるなど、地域の特性を反映した取り組みに努めていたのだが、今後においても、新病院開院までは香川診療所の確実な維持に向けて、あらゆる方策を講じていくよう努められたい。そして、香川診療所と市民病院との連携を密にし、市民病院等からの応援医師の派遣についても継続し、医師の維持確保に努めていただきたい。 また、新病院の整備については、市民が安心して笑顔で暮らせるまちの実現のために、早期開院に向けて、全力を傾注して取り組んでいただくようお願いしたい。	病院局	市民病院附属香川診療所事務局 新病院整備課	高松市民病院附属香川診療所では、常勤医師で診療している小児科、眼科に加え、「総合診療科」を設け、市民病院や塩江分院からの医師派遣を受けるほか、高松市の寄附により香川大学医学部に設置した寄附講座（地域包括医療学講座）の内科医師による診療も行って参ります。 また、入院が必要な患者に対しては、新病院開院まで、市民病院や済生会病院など入院機能を持つ病院と十分連携し、適時適切に紹介するなどの対応に努めてまいります。 今後とも、「住民参加型医療の提供」を基本方針とし、地域包括ケアの取組として「糖尿病」「認知症」「白内障」等をテーマにした健康教室や骨密度測定などによる骨粗しょう症予防教室を実施するほか、患者との診療情報の共有を図る「わたしのかるじ」を発行するとともに、経営会議に地域住民、香川地区担当の保健師及び香川支所職員の参加をいただくなど、地域に根ざした診療所としてできる限り、現在の診療体制を確保し、新病院開院まで、香川診療所を確実に維持してまいります。 また、新病院の整備につきましては、現在、新築工事、電気設備工事、機械設備工事を施工しているところとございまして、計画的な整備に努め、平成30年度前半の開院を目指してまいります。
香川地区	5	香川保健センター	各地域の保健センターで実施している1歳6か月検診や3歳児検診については、平成29年1月から、桜町の保健センターに集約して実施することになっているが、これは、地域行政再編計画の目的である「市民により近いところで、幅広い行政サービスが提供できるよう、本庁に集約されている機能を分散することと相反すると思われるため、最低でも高松市南部地域の中核となる総合センターで、受診が可能になるよう要望する。 また、総合センターへ、地域包括支援センターや保健センターの機能を移転した後の、香川保健センターの施設の活用方法については、「地域住民の意見を参考にするとともに、高松市ファシリティマネジメント推進基本方針等を踏まえ検討したい。」との回答を得ているが、今後の具体的なスケジュール等をお示し願いたい。	健康福祉局	保健センター	総合センターは、各種行政窓口サービスに加えて、保健・福祉窓口サービスとの連携を視野に入れて、幅広い行政サービスを提供するために設置するものであることを踏まえ、保健センター単独で行ってきたサービスの提供体制を見直し、専門職である保健師を集約し、体制を強化するために、香川保健センターを香川総合センター内に移転統合するものでございます。 また、同センターに、妊娠期から子育て期にわたる相談・支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターを設置し、幅広く多様な保健・福祉ニーズに応えて、より一層の相談・支援体制の充実を図ることとしております。 しかしながら、香川総合センター内には、幼児健診を実施するために必要な診察室や歯科健診設備等がなく、また、市有施設の効率的な維持管理や財政負担の軽減につながるため、適切なファシリティマネジメントを行う必要があることから、香川を含めた全ての総合センターでは実施せず、桜町保健センターで集約実施するものでございます。 また、高松市南部地域の中核となる総合センターでの幼児健診の実施についてでございますが、現在は、幼児健診は桜町の保健センター1か所集約実施することとしており、仏生山に開設する総合センターでの幼児健診の実施の可否については、今後、将来における1歳6か月検診や3歳児健診のあり方について、費用対効果や所要人員等を見極める中で、検討したいと存じます。 次に、移転後の香川保健センターの活用方策及び今後の具体的なスケジュールについてでございますが、いづれも現在検討しているところでございます。 基本的に地域の保健活動等については、当分の間は従来どおり利用できるよう考えております。地域住民をはじめ、地域審議会のご意見をお聞きする中、今後、策定される予定の「公共施設再編整備計画」（ファシリティマネジメント計画）とも整合性を図りながら進めていくこととしております。
香川地区	6	市道の整備について	①市道向坂宮下線の早期整備 高松市南部地域のまちづくりを担う大変重要な路線であることを十分認識いただき、今後とも、土地所有者ほか地元関係者の同意、合意形成がなされ、正式な要望書が提出されれば、直ちに道路の規格、法線などを定め、県道二本線川線までの延長整備事業を早期に計画・立案されたい。 ②市道下川原北線・山下横岡線等の早期整備 市道山下横岡線の拡幅整備については、まず、市道下川原北線を整備し、その後の交通量の増加状況や交通の流れを検証し、適切に対応していくこととすることで、交通量も増加傾向にある上、通学路にもなっていることから、危険性は年々増大しているものと思われる。通行者の事故を未然に防止するためにも、市道下川原北線の日も早い完成に努めていただき、併せて、市道山下横岡線の拡幅整備について早期に計画・立案をされたい。 また、市道八王子線については、市道山下横岡線と同様、通学路となっていることから、地域住民から整備要望が強い路線であるので、地元関係者の協議が整い次第、早期整備をお願いしたい。 さらに、その他の路線についても、早期整備が図られるよう適切に対処されたい。	都市整備局	道路整備課	①市道向坂宮下線につきましては、平成24年7月に、香川地区地域審議会、川東校区コミュニティ協議会及び川東校区連合自治会から要望を受けており、24年11月には、地域審議会を始め、地元土地改良区及び水利組合等、関係者において、同路線のルートの概略等について協議されたことと聞いております。 現在、関係者が中心となり、引き続き、土地所有者等関係者と調整を行っているのと伺っており、本市といたしましては、地元関係者の合意形成が図れ、生活道路としての正式な手続きを経た後、法線決定等整備計画について協議を進めてまいりますと存じます。 ②市道下川原北線・山下横岡線等の早期整備のうち、下川原北線でございますが、現在、県道川東高松線までの300m区間について、引き続き用地交渉を行うとともに香南町につながる橋梁建設工事等を進めているところとございまして、早期の完成を目指してまいります。 山下横岡線の拡幅整備につきましては、この市道下川原北線の整備後に交通量の増加状況や交通の流れ等を検証し、地域審議会からの御意見もいただきながら、適切に対応してまいりますと存じます。 また、市道八王子線につきましては、現在、地元土地改良区において、土地改良事業の事業化や、その施行に伴う地権者との協議を行っているのと伺っており、本市といたしましては、地権者の合意形成が図れ、生活道路としての正式な手続きを経た後、協議を進めてまいりますと存じます。 なお、本市では、昨年度の市議会所管事務調査を踏まえ、生活道路整備事業の見直しを行ったところでありまして、新しい制度に基づき、高松市生活道路整備審議会に諮り、その意見に基づき整備を行う方針であり、それ以外の建設計画掲載の道路も含め、引き続き、地域審議会からの御意見もいただきながら、地元関係者の同意が得られた路線より、順次整備に努めてまいりますと存じます。